桜井市告示第２６０号

入　札　公　告

業務の委託について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和　４年１０月　４日

桜井市長　松　井　正　剛

第１　競争入札に付する事項等

1	委託業務名	桜井市ごみ収集運搬業務委託
2	委託番号	環総委第　２　号
3	委託場所	桜井市内
4	委託業務概要	桜井市が指定する区域において、可燃ごみ及び不燃ごみを収集運搬し、市が指定する処理施設に搬入する。
5	委託期間	契約締結日から令和10年3月31日までの期間
6	予定価格	金３９４，０００，０００円（消費税抜き）
7	入札保証金	桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）による。
8	契約保証金	桜井市契約規則による。
9	入札方法	持参
10	入札回数	１回
11	落札者の決定方法	総合評価落札方式により決定
12	支払予定額	令和５年度　　７８，８００，０００円（消費税抜き）
		令和６年度　　７８，８００，０００円（消費税抜き）
		令和７年度　　７８，８００，０００円（消費税抜き）
		令和８年度　　７８，８００，０００円（消費税抜き）
		令和９年度　　７８，８００，０００円（消費税抜き）

第２　競争入札に参加する者に必要な資格

1　参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 落札者となった場合、自らその業務を実施する者

(2) 奈良県内に住所（法人にあっては、登記された事務所又は営業所の所在地）を有し、かつ、引き続き奈良県内に住所を有する者

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項に定める桜井市の許可を有し、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務を行っている者
(4) 平成 29 年 4 月 1 日以降において、(3) に掲げる業務の経験年数が 3 年以上ある者
(5) 直近 3 期のうち、2 年以上で債務超過となっておらず、かつ、法人の場合は当期営業利益及び純利益、個人の場合は特別控除前の所得金額が 2 年以上マイナス値となっていない者
(6) 個人の場合は、確定申告において青色申告をしている者

2　参加資格確認基準日(注)において次に該当する者は、参加者となることはできない。

（注）参加資格確認基準日とは、入札参加資格確認申請書の受付期限日とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
(2) 桜井市契約規則第 2 条の 2 の規定に該当する者
(3) 桜井市の指名停止措置又は入札参加停止措置を受けている者
(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者
(6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は入札及び企画提案書等受付日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしている者
(7) 法人にあっては法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税、個人にあっては申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納している者
(8) 桜井市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月桜井市条例第 21 号）に基づき、次のいずれかに該当する事由がある者
① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
② 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
③ 役員等が暴力団員であると認められる者
④ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
⑤ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴

力団員を利用していると認められる者

⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

※ 「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

第３　入札手続等

１　入札説明書等の公表

入札説明書等は、市のホームページ等において令和４年10月４日（火）に公表する。

２　入札参加資格の確認

この委託業務の入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格申請書等を提出すること。なお、提出された書類一式は返却しない。

(1) 提出期間

令和４年10月18日（火）から令和４年10月21日（金）まで

(2) 提出時間

午前９時から午後５時まで

(3) 提出書類

①入札参加資格確認申請書（様式２）

②会社概要（様式３）

③業務実績調書（様式４）

④誓約書（暴力団排除関係）（様式５）

⑤使用印鑑届（様式６）

⑥添付書類

必要書類	個人	法人
a.住民票抄本及び破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書	○	
b.定款及び現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）		○
c.印鑑証明書	○	○
d.①【国税】法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書		○

（納税証明書交付請求書（様式その３）----☑法人税、☑消費税及び地方消費税、☑その他（地方法人税）） ②【県税】滞納のないことの証明書 （納税証明書交付請求書----☑県税全税目） ③【市税】滞納がない証明書 （<桜井の場合>納税証明書交付申請書----滞納がない証明書） ㊟所在地での滞納がない証明書及び桜井市に所在地がないが桜井市に対し納税義務がある者の桜井市の滞納がない証明書の提出が必要）		
e.①【国税】申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書 （納税証明書交付請求書（その３の２）） ②【県税】滞納のないことの証明書 （納税証明書交付請求書----☑県税全税目） ③【市税】滞納がない証明書 （<桜井の場合>納税証明書交付申請書----滞納がない証明書） ㊟所在地での滞納がない証明書及び桜井市に所在地がないが桜井市に対し納税義務がある者の桜井市の滞納がない証明書の提出が必要）	○	
f. 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の桜井市の許可書の写し	○	○
g.直前 3 年間の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し		○
h.資産及び負債に関する調書（様式 7）並びに直前 3 年間の確定申告書の写し	○	

(4) 提出方法　　持参のみとする。

(5) 提出部数　　１部

３　入札書及び企画提案書等の提出

入札参加資格が確認された参加者は、次のとおり入札書及び企画提案書等を提出すること。なお、提出された書類一式は返却しない。

(1)　提出期間

令和 4 年 11 月 7 日（月）から令和 4 年 11 月 10 日（木）まで

(2)　提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3)　提出書類

ア　提出書類

①企画提案書等提出書（様式 8）

②業務責任者の経歴及び実績等調書（様式 9）

③企画提案書（様式 10-1～10-6）

④入札書（様式 11-1～11-4）

イ　作成要領

①各様式は、「別紙２　桜井市ごみ収集運搬業務委託　様式集」のとおり。

②入札書（様式 11-1～11-4）以外は、A4 判用紙、縦型、横書き、左とじでページ番号を付けること。添付書類も含め、A4 判フラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載して正本 1 部､副本 10 部の合計 11 部を提出すること。ただし、副本については、ファイルの表紙及び背表紙を含め、参加者の企業名や個人名を特定又は推測できる表記はしないこと。

③入札書（様式 11-1）に入札金額、委託費内訳書（様式 11-2，様式 11-3）に内訳金額を記入し、宛名（桜井市長)、件名、参加者の商号又は名称、所在地又は住所、代表者氏名を記載した封筒に厳封の上押印し、裏面も封印を押して 1 部提出すること。また、必要に応じて委任状（様式 11-4）を 1 部提出すること。

④様式 8，9，10-1～10-6 については、同一内容のデータを保存した CD-ROM を 2 部提出すること。データは､Word ファイル又は PDF ファイルで保存すること。なお、文書の検索やコピーができる形式（例えば、パワーポイントで作成した様式を画像で張り付ける形式等は検索やコピーができないため不可とする）でデータ化を行うこと。

ウ　提出方法

入札書及び企画提案書等は直接持参すること。それ以外の方法による提出は認めない。

エ　提出先

奈良県桜井市大字浅古 485-1

桜井市環境部環境総務課

4　入札執行回数

入札執行回数は、１回とする。

第４　その他

1　入札者に要求される事項

入札者は、その入札した入札書を引き替え、変更、又は取り消すことができない。

2　入札の無効

第２に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札､企画提案書が適正でない者のした入札､競争入札参加資格確認申請書又は企画提案書に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3　契約書作成の要否

要する。

4　落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価落札方式一般競争入札とする。

(1) 落札者の決定方法

落札者は、次の①，②の要件に該当する参加者のうち、「(2)総合評価の方法」

によって得られた数値（以下、評価値という。）の最も高い者とする。

①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②提出された企画提案書等の提案が適正であること。

(2) 総合評価の方法

総合評価の方法は、以下のとおりとする。

①参加者の「標準点」を 100 点とし、企画提案書等の提案による「加算点」の最高点を 24 点として評価する。

②「加算点」は、運営計画及び企業の業務実績等の評価項目ごとの評価及び配点に応じて付与する。

③市は、桜井市ごみ収集業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して、「加算点」の審査を行う。

④参加者の「加算点」が 24 点中 14 点以下の場合、その参加者は欠格とする。

⑤価格及び価格以外の要素がもたらす総合評価は、参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該参加者の入札価格で除して得た「評価値」をもって行う。

5　ヒアリング（企画提案書等の説明）

提出された企画提案書等について、選定委員会がヒアリングを行う。

ヒアリングは、令和 4 年 11 月 28 日（月）に行う。なお、時間・場所等については、令和 4 年 11 月 15 日（火）に別途、参加者に通知する。

6　評価点を算出するための評価基準

評価の基準及び配点（落札者決定基準）は、別紙に示す。

7　その他詳細は、入札説明書による。本件入札に参加しようとする者は、この入札説明書の内容をよく確認し、承諾したうえで参加すること。

第５　入札説明書等に対する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を次の要領で行う。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

(1)　提出期限

令和 4 年 10 月 13 日（木）

(2)　提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3)　提出方法

「別紙 2　桜井市ごみ収集運搬業務委託　様式集」の様式 1 に記入の上、電子メールにて提出する。（ファイルは Microsoft Word とする。）なお、電子メールを送信した後は、下記「(4) 提出先」に電話にて確認すること。

(4)　提出先

桜井市環境部環境総務課

E-Mail：greenpark1@city.sakurai.lg.jp

電　話：0744-45-2001

(5)　回答の公表

提出された質問に対する回答を、令和 4 年 10 月 17 日（月）に市ホームページにおいて公開する。

第６　担当部署

〒633－0052

奈良県桜井市大字浅古 485 番地の 1

桜井市環境部環境総務課

ＴＥＬ：0744－45－2001　　ＦＡＸ：0744－45－2002